

伏見市長に対する問責決議

伏見市長は令和5年9月3日執行の枚方市長選挙において、3期目の当選を果たし、既に所信表明を終えられています。

しかし、令和5年10月1日、選挙後に自身の選挙スタッフなどが開催した「伏見たかし祝勝会」に参加し、お礼を述べていたことが報じられました。

公職選挙法第178条第5号では、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって、当選祝賀会その他集会を開催することができないと規定されています。これは、当選又は落選に関する選挙人への挨拶行為は、選挙に関連して行われることから、選挙の期日後でも多くの費用を要したり、事後買収が行われる恐れがあるため、明確に法律で禁止しているものです。

また、伏見市長が自らを律するために制定された、枚方市長の職務に係る倫理に関する条例では、自らの立場を自覚し、政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないことなど、市長職を行うに当たっての倫理行動基準を示されております。

伏見市長は、法令遵守を徹底し、市民全体の代表者として、市民の信頼に値する倫理性を保持するよう努めなければならないのはいうまでもなく、当選後、法律に違反するおそれがある行為を市長自ら行うとは、断じて許されるものではありません。

よって、本市議会は伏見市長に対し、猛省を促すとともに市長としての責任を強く問うものです。

以上、決議します。

令和5年10月11日

枚方市議会

伏見市長に対する

問責決議

賛成多数で可決

(※反対討論あり)

・問責決議に賛成 20 票

・問責決議に反対 11 票

※10月11日の録画映像は、以下のQRコードからご覧いただけます。市長からの説明、問責決議、採決となっています。



9月29日(第1日)の本会議で、3期目となる伏見市長が「所信表明」を述べましたが、10月1日以降、伏見市長の「祝勝会参加」等、公職選挙法に抵触する事件が報道等で明らかになりました。そうした事態を看過したままでは、議案審議にも、所信に対する代表質問にも臨めないとして、10月11日(第2日)、公明党議員団、日本共産党議員団、自由民主党枚方創政会、連合市民の会でまとめ、「伏見隆市長に対する問責決議」を発議しました。連合市民の会の野村いよ議員が代表して提案しました。

問責決議案に反対討論もありましたが、賛成20、反対11の「賛成多数」で「伏見隆市長に対する問責決議」は可決されました。

枚方市は、「枚方市長の職務に係る倫理に関する条例」を定めています(下記に抜粋)。当選後は市長であるわけですから、「枚方市長の職務に係る倫理に関する条例」に照らし合わせて、「法律に違反する恐れがある行為を市長自ら行うことは断じて許されない」として、今回の問責決議の内容がまとめられました。

(市長の責務)

第2条 市長は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者でないことを深く自覚し、市民の一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 市長は、自らの行動が公務に対する信用に影響を与えることを常に認識して行動するとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務の遂行に取り組みなければならない。

3 市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を有することを自覚し、市民の信頼に値する倫理性を保持するように努めなければならない。

(倫理行動規準)

第3条 市長は、次に掲げる倫理行動規準(以下「倫理行動規準」という。)に従って行動しなければならない。

(1) 市が行う許可、認可等の処分その他これらに類する行為又は市が行う売買、貸借、請負等の契約に関し、特定のものに有利又は不利な取扱いをしないこと。

(2) 常に市民全体の利益を図ることをその指針として行動するものとし、自らの地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市民全体の代表者として、その品位や名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、市民から不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(4) 自らの立場を自覚し、職員の公正な職務の執行に支障を来し、又は来すおそれがある行為をしないこと。

(5) 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 市長は、自らの行為が倫理行動規準に違反するとの疑惑や不信を市民に持たれたときは、誠実に疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

